

世田谷区告示第237号

世田谷区立地区会館条例（昭和54年9月世田谷区条例第47号）第8条に規定する使用料のうち自転車等駐車場の使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号

2 委託した歳入等

使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託施設

世田谷区立喜多見東地区会館自転車等駐車場

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで